

## に掲載されました！

### ■ 税理士法人 SBCパートナーズ 代表社員・柴田 昇氏



**特例規定を  
上手に活用**

相続税対策の基本は生前の贈与です。贈与税は相続税の補完税という位置付けです。したがって税負担は相続税より高いのですが、年数をかけて少しづつ贈与することで一度に相続するより税負担を軽減できるメソッドがあります。

とはいえただやみぐもに財産を贈与すれば良いという訳ではありません。相続・事業承継には税金が軽減される数多くの特例規定が存在します。

に上手に活用できるかがポイントです。例えば不動産を贈与する場合を考えてみましょう。ひと口に不動産といっても自宅、貸家、別荘などその用途は様々です。例えば自宅の場合、受け取る人が配

偶者であれば、一定の要件を満たせば2000万円までは無税で贈与できます。しかし2次相続のことを考えると必ずしもそれがベストとは限りません。ときに贈与せずに相続まで待つことは贈与せずに相続まで待つことが正解だったり、いつ現金化することが賢い選択だったりする場合もあります。

このように生前贈与は一つとして同じものはありません。すべてオーダーメードで行う必要があります。

そのためには幅広い知識と豊富な経験が不可欠です。専門のチームを持つ私どもに、ぜひご相談いただければと思います。

(近畿税理士会所属)

### ひ孫の代まで 見据えた生前贈与

#### ■ オーダーメードで 計画的に

度の相続のことを考えるのではなく、ひ孫の代まで見据えて計画的に行う必要があります。

よくある間違いは、祖父母が孫名義の口座をつくり、毎年基礎控除額の110万円を入金するケースです。贈与を受けた人がその財産を管理できる状態でないと贈与とはみなされません。

贈与契約書を作成したり、